

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年3月28日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	浦 西 敦 史
同	永 田 恒

令和4 監査年度 第2 回分

ア 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
医療政策局	病院マネジメント課	令和5年 1月10日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 64,900 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 35,457,700 円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分表を課内に掲示し、支出科目ごとの事務処理手順について周知徹底する。また、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、複数でのチェック体制を強化し、進捗状況を的確に管理するなど、補助金に係る支出負担行為の適正な執行に努める。</p>

<p>地域デザイン推進局</p>	<p>奈良公園室 （奈良公園事務所に対する実地監査で指摘事項となる。）</p>	<p>令和4年 12月2日 （奈良公園事務所の実地監査の実施日）</p>	<p>消費税の納付遅延に対する延滞税の発生について 令和2年度消費税確定額の納付に当たり、奈良公園室の事務処理及び予算令達が遅れたことにより、奈良公園事務所が行う消費税確定額の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額 1,200,000 円）認められた。また、これに伴い、延滞税額（2,300 円）が発生していた。今後は、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>	<p>今後は予算令達等事務の遅れが発生しないよう、消費税について納付金額や納付時期を複数人により確認するチェック体制を整備する。</p>
------------------	---	--	---	--

イ 出先機関

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
総務部	自治研修所	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 83,050 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、職員の会計事務処理能力向上のため、会計事務の所内勉強会を定期的に行った。また、事業進捗管理一覧表に会計事務手続きの項目も加え、進捗状況の的確な管理を徹底するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
	奈良県税事務所	令和4年 12月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 119,460 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、備品購入等の際には、必ず、会計局作成の支出負担行為整理区分表及び手引きで、支出負担行為の時期等を確認し、進捗状況を的確に管理したうえで情報共有するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
	中南和県税事務所	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 1,693,030 円）認められた。その</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件（契約額合計 1,025,750円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和3年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件（契約額 90,000円）認められた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、産業廃棄物の運搬処理業務を委託するにあたり必要な手続きを確認できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
自動車税事務所	令和5年1月11日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今</p>	<p>総務部長通知（平成30年10月12日付）に基づき、公用車の定期点検整備を適正に実施するために、所内予定表及び公用車管理台帳により車検及び定期点検期日の管理を行うとともに、公用車を使用する各課においても車検及び定期点検期日を、①公用車の運転日誌に明記する、②公用車の鍵の保管場所等に掲示する等の対策を講じ、公用車の適正な管理と安全整備に努める。</p>

			<p>後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	
文化・教育・くらし創造部	文化会館	令和5年1月20日	<p>取扱手数料の調定事務の誤りについて</p> <p>前売入場券取扱手数料について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が1件(過大額30,690円)認められた。令和4年2月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度のサーキュレーター及び記念品の購入契約について、経費の性質が備品及び記念品購入代金であることから予算科目を備品購入費及び報償費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例(契約額合計75,045円)が認められた。令和3年9月及び10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計731,390円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、収納案件、収納時期、金額を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目での支出に努めるとともに、庁内研修制度を積極的に活用し、職員の知識を高めることで、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和4年 12月14日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件（契約額等合計 14,592,488円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 6,050,330円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>万葉文化館</p>	<p>令和5年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 39,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
こども・女性局	高田こども家庭相談センター	令和5年1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(契約額合計2,112,562円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち4件(契約額合計1,805,662円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	郡山保健所	令和5年1月11日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>物品購入に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和3年度において、物品を購入する際に、物品購入伺書を作成しておらず、事前伺いなしに購入</p>	<p>道路運送車両法及び関係通知に基づき、公用車の6か月ごと等の定期点検整備の適正な実施に努めるとともに、公用車の点検時期を一覧できるスケジュール表を作成し共有することで、進捗状況管理とチェック体制を強化する。</p> <p>奈良県契約規則及び関係通知に基づき、物品購入伺にかかる事務の適正な執行に努めるとともに、物品購</p>

		<p>手続きを行っていた事例が1件（契約額 174,900 円）認められた。</p> <p>また、物品の検収の際に作成すべき物品検査書及びかい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。</p> <p>物品の購入に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時に上記の書類を作成するとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>入予定表を作成し共有することで、進捗管理とチェック体制を強化する。</p>
中和保健所	令和5年 1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p>	<p>令和4年度については、道路運送車両法及び総務部長通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施した。</p> <p>今後においては、定期点検整備についても年間計画表に組み入れ、複数の職員による確認を徹底し、適正な管理に努める。</p>
心身障害者福祉センター	令和5年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度の屋外プール水質検査について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件（契約額 21,230 円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 40,150 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基</p>	<p>奈良県予算規則（節番号）の改正に伴う予算科目の確認が不十分であった。</p> <p>今後は、節番号・予算科目とも複数の視点で十分確認し、適正な予算科目で支出するよう努める。</p> <p>今後は同様の事例が発生することのないよう、奈良県会計規則等の関係箇所について係員に周知徹底を図るとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な支出負担行為事務の執行と再発の防止に努める。</p>

			づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
	藤の木学園	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 155,100 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は同様の事例が発生することのないよう、奈良県会計規則等の関係箇所について係員に周知徹底を図るとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な支出負担行為事務の執行と再発の防止に努める。</p> <p>今回の監査結果を受け、令和4年度は所属に保有しているすべての公用車に対し、定期点検整備を実施した。</p> <p>今後は同様の事例が発生することのないよう、法定点検時期に合わせて適切な業務執行について係員に周知徹底を図り、再発の防止に努める。</p>
医療政策局	薬事研究センター	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>(契約額 37,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
水循環・森林・景観環境部	森林技術センター	令和5年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて 令和3年度の公用車の法定点検について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が3件(契約額合計 43,450円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 135,141円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則を始め、会計局で作成している「会計事務の手引き」等による事前確認を徹底し、適正な予算科目で支出するよう努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、物品購入の各過程を管理、確認できるようチェックリスト等を作成し、各決裁過程でのチェック体制を整備し、確実なものとし、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
観光局	奈良まほろば館	令和4年 12月21日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 207,350円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、物品購入伺書に会計局が示す物品分類の取扱基準等を添付し、物品の仕様と照らし合わせて物品分類を確実に判断できるチェック体制を整える。 また、備品購入契約に該当する場合は、担当者が所属全員で使用しているスケジュール管理ソフトに支出負担行為予定日を記載することで、所属全体で支出負担行為予定日を把握し、支出負担行為遅延の再発防止を徹底する。</p>

			<p>るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
食と農の振興部	<p>なら食と農の魅力創造 国際大学校</p>	<p>令和5年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 44,800 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、関係する職員が相互に契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確、確実に管理するとともに、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、誤りの無い適正、正確な事務処理に努める。</p>
	<p>農業研究開発センター</p>	<p>令和5年 1月20日</p>	<p>支出科目の誤りについて 令和3年度の公用車の法定点検費用について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が5件（契約額合計 46,200 円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 60,500 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出するよう努めるとともに、具体例を交えた所内研修を毎年実施する。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるリストを作成して、進捗状況を的確に管理し、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>畜産技術センター</p>	<p>令和5年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の作成事務の適正な執行に</p>

			<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 990,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	家畜保健衛生所	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 58,696円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期及び担当者を一覧できるチェックリストを、毎年作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和5年 1月10日	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和3年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、本来納期限とすべき日が経過した後（3か月経過）に納入の通知を行っていた事例が1件（調定額 30,830円）認められた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>納入通知の遅延を防ぎ計画的な処理を行うため、二会計年度以上にわたるものについてリストを作成し、かつ、複数職員での確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。</p>

委託料の過払いについて

令和3年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件（過払額 441,670 円）認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

公用車の使用中の事故による損傷について

公用車の使用中の事故による損傷（合計3件、県側損害合計358,116 円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。

公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。

（注意事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が42件（契約額合計 231,964,395 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が37件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、③3か月以上の事例が1件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなけ

チェックリストを新たに作成し主担当者と係長に加え、副担当者もチェックを行えるようするなど、所属におけるチェック体制の強化を行った。今後は奈良県会計規則等に基づき、適正な支出と再発防止に努める。

職員の公用車使用時の安全運転意識の向上を図るため、事故を起こした職員に再発防止に向けての注意指導を行うとともに、事故事例の所内周知をし注意喚起を行うなどしているところであり、今後は安全運転、車両の適切な使用に努めていく。

事前に案件をリストアップし、決裁過程においても確認を実施するなど、所属におけるチェック体制の強化に取り組んでいるところであり、今後は奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		<p>ればならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち35件（契約額合計 231,964,395 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	<p>チェックリストの活用や複数職員での確認の実施、また、決裁過程においても確認を徹底するなど、所属におけるチェック体制を強化し、今後は不適切な事務処理がないよう努める。</p>
郡山土木事務所	令和5年1月11日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整</p>	<p>道路運送車両法、総務部長通知等に基づき、公用車の定期点検を適切に実施するとともに、定期点検時期の計画をスケジュール管理表に記載するなどし、複数人でチェックできるように体制を強化する。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、職員間での情報共有、会計知識の更なる修得、内部統制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>

		備に取り組みたい。(注意事項)	
高田土木事務所	令和5年 1月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計44,534,600円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の8件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	<p>遅延を改善するため、「進捗管理シート」を活用し、支出負担行為について、複数のチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。</p>
中和土木事務所	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p>	

			<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が47件(契約額等合計 111,172,838 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が18件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が10件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が27件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のもの11か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち42件(契約額合計110,276,838円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>令和4年度より、進捗管理シートを作成し、各課で確認できる体制を整えることにより、所属におけるチェック体制の強化を図っているところ。同シートの活用及び事業執行におけるスケジュール管理を行うことで遅延防止を図り、奈良県会計規則等に基づく、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>宇陀土木事務所</p>	<p>令和4年 12月14日</p>	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和3年度の夏用タイヤ購入代について、経費の性質が消耗品の購入代金であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額 38,720円)認められた。令和3年7月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出された</p>	<p>奈良県予算規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員が経費の性質を確認するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化し。適正な予算科目で支出する。</p>	

			<p>い。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 11,574,970円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが、支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 10,389,500円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、進捗管理シートを活用して進捗状況を的確に管理するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
吉野土木事務所	令和4年 12月14日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が59件(契約額合</p>	<p>遅延の改善を図るため、土木事務所独自の進捗管理シートを作成し、各課で確認できる体制を整えている。</p> <p>随意契約については、各担当係が同進捗管理シートに、工期・設計書決裁日・契約日・負担行為作成日等を入力することで、事務所の進捗状況を一元管理するとともに、各職員が現在の状況を認識できるようにし</p>

		<p>計 327,918,294 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が50件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち48件(契約額合計 327,438,420 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>た。また、毎週開催する選定審査会の際に管理職員で進捗状況を確認し、遅延のある案件について認識するとともに、担当職員に注意喚起を行える体制を整えた。</p> <p>入札契約については、庶務工事課内で支出負担行為の作成状況について情報共有し、遅延防止に努めている。</p> <p>今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
<p>五條土木事務所</p>	<p>令和5年 1月23日</p>	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和3年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が22件(調定額合計 10,075,930 円)認められた。遅延の態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が6件、②3か月以上の事例が16件(最長で9か月经過)となっていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされてい</p>	<p>道路占用台帳の電子データについて、更新期日データを追加することで業務スケジュールの意識を高め、余裕をもった事務処理期間を確保し調定事務に早期着手する。以上により奈良県道路占用料に関する条例に基づいた適正な事務処理を行う。</p> <p>進捗管理シートを元に各職員が情報共有を行えるよう所内で進捗状況が見える化しているところ。特に随意契約については管理職が随時行っ</p>

			<p>る時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件(契約額合計 21,693,716円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が9件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち11件(契約額合計 21,655,436円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>ている会議の中で、各課作成の遅延管理防止シートにより進捗状況を共有することで遅延防止を図り、さらに職員全体が奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づく契約事務について一層の知識及び認識の向上に努める。</p>
ヘリポート 管理事務所	令和5年 1月20日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 25,619円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

教育委員会	社会教育センター	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額979,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期に係る進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	生駒高等学校	令和5年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度及び令和3年度の消耗品購入について、経費の性質が消耗品の購入代金であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、備品購入費で支出していた事例が2件（契約額合計154,869円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期に係る進捗状況を複数人で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>件(契約額合計 82,500 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
法隆寺国際高等学校	令和5年1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 103,505 円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 57,800 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
二階堂高等学校	令和5年1月20日	<p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和3年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 418,323 円)認められた。支払先からの指摘により誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程における複数の職員による書類確認等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件(契約額合計 742,055 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
桜井高等学校	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 301,400 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
榛生昇陽高等学校	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 77,000 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
吉野高等学校	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 28,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
五條高等学校	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 7,537,310円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が4件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 7,098,960円）では、支出負担行為と同様に契約書の</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>通勤手当の誤支給について</p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 57,000円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに複数の担当者による検算や書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>
ろう学校	令和5年 1月20日	<p>委託料の過払いについて</p> <p>令和3年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件(過払額 72,270円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
奈良養護学校(整肢園分校含む)	令和5年 1月20日	<p>立替払による支出について</p> <p>令和3年度の修学旅行引率における使用料及び賃借料の支出について、資金前渡等の方法によらず、職員16名が立替払していた事例が1件(支出額合計 24,919円)認められた。</p> <p>立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令並びに奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違反して支出することとなるので、今後は、同法及び関係通知等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>支出方法について疑義が生じた場合は、関係機関に確認を行い、記録を残すことを徹底する等内部統制を強化して、地方自治法及び同法施行令並びに奈良県会計規則等に基づいた、支出事務の適正な執行に努める。</p>
奈良東養護学校	令和5年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期に係る進捗状況を的確に複数名で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額2,541,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
<p>高等養護学校</p>	<p>令和5年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9件(契約額合計762,957円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が4件認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額132,000円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の進捗管理シートを作成してスケジュールを管理するなどチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	

			<p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度及び令和3年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、複数人による確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めるとともに、関係法令等に基づき適切に実施する。</p>
警察本部	奈良西警察署	令和5年1月20日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(合計7件、県側損害額合計296,242円、うち県側過失割合100%のもの7件)が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、幹部会や月例研修、地域課員の就勤時に幹部が行う指示、手配、連絡等の中で署員に対して安全運転意識と同乗者による後退時等における誘導の徹底を指示した。</p> <p>さらに、週に一回幹部立ち会いの下、公用車の車両一斉点検を実施し、整備不良や損傷が無いか確認を行い、職員の安全運転に対する意識の向上を図っている。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施日	監査結果	措置の内容
公立大学法人奈良県立大学（教育振興課）	令和4年 12月21日	<p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額80,220円）認められた。令和4年9月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、通勤手当認定事務の適正な執行に努めるとともに、申請以外の通勤経路の有無を確認し、適正な事務処理に務める。</p>
地方独立行政法人奈良県立病院機構（病院マネジメント課）	令和5年 1月27日	<p>補助金交付額の配分額の誤払について 西和医療センターにおける臨床研修費等補助金交付額の配分額について、令和3年度に交付対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件（支出額263,000円）認められた。 今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>特殊勤務手当の誤支給について 西和医療センターにおける令和3年度6月分及び7月分の新型コロナウイルスワクチン接種会場への指導医及び研修医派遣に係る特殊勤務手当について、支給額を誤って支出した事例が29件（不足額合計5,040,000円）認められた。 今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>住民税の納付遅延について 西和医療センターにおいて、令和3年度に職員から徴収した住民税（1名分192,400円）について、納付先市町村を誤ったことにより住民税の納付が遅延していた事例</p>	<p>本件は、当時のプログラム責任者と相手方病院との間で「相互に金銭授受を行わない」旨での連携協力が口頭のみにより締結され、紙面等による明文化された協定書は存在していなかったために起こった。再発防止措置として、本件以降、相手方病院と紙面により明文化された協定書を締結し、担当者が補助金申請対応時に配分が必要かどうかの根拠を確認できるようにした。加えて、補助金申請の手順書を作成することで、それぞれの処理を根拠を持って確認できる体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>本件のような不定期に発生する処理の場合は特に、支払に基づく根拠資料を十分に整理・確認するとともに、複数の職員によるチェックを実施するなど、体制の強化を図り、同様の事案が発生することがないように努める。 今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程等に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>特別徴収の事務処理、納付書の作成、納付の事務処理がそれぞれの担当で行われており、複数の職員でのチェック体制が整っていなかった。再発防止措置として納付先の一覧表</p>

		<p>が認められた。また、これに伴い、延滞金(1,400円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制の整備を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>諸会費の二重払について</p> <p>西和医療センターにおける令和3年度の諸会費について、支出時の確認不足により、相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額17,900円)認められた。</p> <p>今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>栄養管理用賄材料品の購入に係る不適切な事務について</p> <p>西和医療センターにおける令和3年度の栄養管理用賄材料品の購入について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規程の定め等による方法により契約を行うべきであるのに、令和3年度4月分から10月分の1品目(精白米、支出額1,156,190円)は、定められた契約方法により契約を締結せずに購入していた。</p> <p>今後は、同会計規程及び同契約規程に基づき、契約の締結事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>固定資産の不適切な管理について</p> <p>総合医療センターにおける令和3年度の固定資産について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同固定資産等管理規程に基づき現物確認を行ったところ対象件数1,250件のうち、287件(残存価額67,229,302円)が所在不明である事案が認められた。</p>	<p>を作成して情報を共有し、各担当で把握している内容が確認できるようにチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>各所属の研修会等の申込・参加伺い、そして支出契約決議書の作成に至るまでの役割分担について、ルールを定めた。</p> <p>申込・参加伺いまでは各所属で行い、支出契約決議書については経理係のみが作成することとし、支出契約決議書の重複を防ぐことで、二重支払いを発生させないように体制を整備した。</p> <p>令和3年10月に令和3年4～10月分栄養管理用賄材料品(精白米)の契約を締結せずに購入していたことに部内で気づいたため、以降は適正に契約を締結し購入した。</p> <p>また、従来は栄養管理用賄材料品の契約書・納品書の単価確認を、栄養管理部単独で行っていたが、現在は会計マニュアルに準じた決議を行ったうえで、財務会計システムへの支払登録は管財係で行い、最終のチェックは経理係で行うように、決裁過程およびチェック体制の整備を行った。</p> <p>平成30年5月に新センターに移転してから、固定資産実査を初めて行った。移転の混雑が原因で不明な物が多く、除却金額も膨らんだ結果になった。</p> <p>今後は、規定通り毎年実査を行うことと、日々の管理を徹底するようにして再発を防止する。</p>
--	--	--	---

		<p>今後は、同会計規程及び同固定資産等管理規程に基づき、固定資産の適切な管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>経営改善の取組について</p> <p>法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和3年度の決算では、年度計画における計画額であった純損失6億600万円と比較し、26億5,819万円上回る当期純利益20億5,219万円を計上した。</p> <p>令和3年度決算では、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の医業費用の増加に伴い増加したものの、医業収益及び新型コロナウイルス感染症に関する補助金等収益の増加に伴い営業収益が増加したことで、営業利益は35億9,972万円となり、前年度と比べて8億5,699万円増加した。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、21億6,970万円の経常利益を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益20億5,219万円を計上したことにより、令和3年度末の累積欠損金は110億5,968万円となり、令和2年度末と比べ縮減したものの多額である。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等が減額されたときには厳しい経営状況となることが予想されるため、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。 (意見事項)</p>	<p>前年度から継続課題である累積欠損金にかかる経営改善について、令和4年度は前年同様、新型コロナウイルスが経営に大きく影響を与えている。①コロナ感染患者のための入院病床の確保のため一般医療の病床が減少したため、在院日数の短縮化により、延べ入院患者の増大に努めた。②コロナ感染患者の入院病棟でのクラスターを最小限に最短の入院制限対策等を実施した。③職員及び家族の感染による濃厚接触者など勤務出来ない者を最小限にするための感染防止策の徹底を図った。以上収益確保に努力した。一方費用は、コロナ感染対策にかかる検査費用、感染防護具、感染性廃棄物処理は例年の倍以上増大、光熱費は単価改定の影響、物価高騰の影響等により増加している。このように多くの対策を講じるも、いつ入院するか分からないコロナ感染患者のための病床確保は、現実的に使用の機会を損失しており、改善推進の速度に大きな影響を与えている。</p> <p>以下、係数的な説明とする。①医業収益は、298億円の見込み(対前年14.2億円増、当初予算から△0.5億円)②医業費用は、390億円の見込み(対前年28.2億円増、当初予算から5.3億円増)③経常収支は、5.4億円の赤字であるも当初予算より、5.2億円の改善となる。</p> <p>令和5年度においては、新型コロナウイルスが5類へ変更されることを踏まえて一般病床の効率的稼働により、県民の医療ニーズに適応するとともに戦略的経営改善を推し進め、第2期中期計画の最終年度の完結として経常収支の黒字化を目指していく。</p>
<p>公益財団法人奈良県食肉公社(畜産課)</p>	<p>令和4年 12月2日</p>	<p>通勤手当の過払いについて</p> <p>令和3年度4月分の通勤手当の支給について、認定額を誤って支出した事例が1件(過払額38,430円)認められた。事後にそ</p>	<p>今後は、認定事務担当者が通勤手当認定にかかる手法を正しく理解し、適正な認定事務を行うとともに、複数の担当者による検算や書類確認</p>

		<p>の誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、公益財団法人奈良県食肉公社給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>奈良市場冷蔵株式会社（中央卸売市場再整備推進室）</p>	<p>令和4年 12月2日</p>	<p>経営改善の取組について</p> <p>奈良市場冷蔵(株)において、令和2年度の決算では275千円の純利益が発生していたが、令和3年度の決算では9,659千円の純損失が発生していた。</p> <p>令和2年7月に経営改善計画を策定し、抜本的な経営改善に取り組んでいるところであるが、引き続き経営改善に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>令和5年度においては、奈良市場冷蔵経営改善計画に基づき、収益性の高い貨物を受け入れるなどの積極的な収入増加対策や、各種経費の削減などの支出減対策を総合的に行い、黒字決算となるよう、引き続き経営改善に努める。</p>

令和5 監査年度 第1 回分

ア 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
知事 公室	国際課	令和5年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 76,230 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>会計事務に不慣れな職員が、備品購入に際し、支出負担行為兼支出命令で対応可能と誤認したことが原因であったため、入庁1年目の職員を中心に、課内で会計事務の研修を実施した。</p> <p>加えて、物品購入時には、物品購入伺の決裁時点で、複数名の職員により、支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	市町村振興課（選挙管理委員会事務局を含む）	令和5年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 178,255 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	南部東部振興課	令和5年 7月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、すべての契約案件、契約時期を把握できる事業スケジュール表を作成し、共有し、担当主幹・補佐が事前・事後のチェックを行い、進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>10,135,500円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計10,106,900円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
消防救急課	令和5年 6月19日		<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から4か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額3,337,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、補助金等の交付決定及び支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期等を一覧できるチェックリストを作成して複数人で進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

総務部	企画管理室	令和5年 8月21日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の定期刊行物の購読代（1件 17,490円）について、請求書が提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和4年8月に令和4年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、定期刊行物の支払いリストを作成し、所属内で複数の者がチェックする体制を整備し、再発防止に努める。</p>
	行政・人材マネジメント課	令和5年 8月21日	<p>会計書類の紛失について</p> <p>令和3年度「児童福祉事業対策費等補助金」（令和4年3月28日収入済み）に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている調定決議書及び添付書類（金額の根拠資料）の紛失が認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理すべく、書類の保管方法や保管場所について、改めて課内で周知徹底を図った。</p>
	人事課	令和5年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計114,950円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除</p>	<p>令和5年度中に契約手続を見直し、事業執行伺による単価契約を行ったうえで、実績に基づき支出負担行為兼支出命令により支払い手続を行うこととした。</p> <p>併せて、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為等及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
総務厚生センター	令和5年8月21日	<p>住民税の納付遅延に対する延滞金の発生について</p> <p>令和2年度に職員から徴収した住民税について、市町村への納付を1日遅延したことにより延滞金(3件 5,100円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>地方税法等に基づき、適切な住民税支払事務に努めるとともに、スケジュール表に事務処理日を記載の上、担当職員間及び管理職で複数人により確認し、処理漏れ誤りがないよう徹底していく。</p> <p>また、納付書を作成し各市町村へ支払う処理方法から、地方税共通納税システム(eLTAX)を使用して、登録口座より各市町村へシステムが振分支払い処理を行う方法へ変更し、より構造的に人的誤りを少なくする方法へ改め、適正な事務処理に努めていく。</p>
財政課	令和5年8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額合計126,945円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件や契約時期を一覧できるチェックリストを作成し案件毎の進捗状況を的確に管理するなど、手続きの段階ごとに実効性のあるチェック体制を整備する。</p> <p>また、当該チェックリストの運用や適切な事務手続きについて、事務担当者間で十分な引き継ぎ及び認識共有を行うことを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
税務課	令和5年8月21日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴</p>	<p>令和4年度の県税徴収率は過去最高の98.5%となった。これは税の公平・公正を確保し、納期内納付の徹底及び当該年度以降への滞納繰越を極力発</p>

		<p>収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化するなど、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化に努めている。このことにより、令和4年度の県税徴収率は、令和3年度に比べ0.1ポイント上昇し98.5%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ令和4年度末見込みで約17億3,941万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で下位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額20,790円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>生させないことを目標に早期の滞納整理を進め、税込確保に努めた取り組みの成果が出てきたものと認識している。</p> <p>しかしながら、さらなる徴収率の向上を目指すべく、次のとおり取組を行っている。</p> <p>まずは、滞納状態の早期解消を目指す取り組みの一例として、課税台数が40万台を超える自動車税は、当年度分の滞納の長期化を防ぐため、コールセンターを設置し、自主的な納付の呼びかけを行い新たな未収金の発生防止に努めている。</p> <p>次に、県税に係る未収金額のうち65.5%、約11億4千万円（令和4年度実績）を占める個人県民税については、県職員2名を市町村へ派遣、市町村職員として滞納整理に直接従事する派遣型協働徴収を行っている。新たな取り組みとして、令和4年度からは、国税OB職員ともう一名の県職員をペアで御所市及び宇陀市へ派遣して、滞納整理の実務面で市町村への支援・協働徴収を強化し、きめ細やかな徴収対策を推進している。</p> <p>引き続き、公平、公正な税務行政の実現のため、徴収強化に向けて取り組んでいく。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
--	--	--	--

<p>管財課</p>	<p>令和5年 8月21日</p>	<p>県有住戸貸付料の調定事務の遅延について</p> <p>令和4年度県有住戸貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和4年4月25日）を経過した後（1か月経過）に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額 482,982円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>役務費の誤払い及び現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和3年度の役務費（公用車の継続車検受検に係る自賠責保険料）について、相手方を誤って支出した事例が2件（誤払い額 28,560円）認められた。その結果、業者に対し本来前払とすべき自賠責保険料の支払が受検日後となっていた。</p> <p>また、既に支払った保険料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務及び歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 46,200円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、調定案件を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務及び歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、課内で戻入事務手続きのマニュアルを作成し、起案時に確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p>
------------	-----------------------	--	--

			<p>約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
	デジタル管理室	令和5年8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 47,740円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、定例的な案件は契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を管理、突発的な案件は上長に事前に確認を受けるなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p>
文化・教育・くらし創造部	文化振興課	令和5年8月8日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 8,500,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業であるユースシネマプロジェクト</p>	<p>奈良県補助金等交付規則に基づき、適正な執行に努めるとともに、交付申請者に対する手続きの詳細な説明、適切な助言を行うよう課内で周知し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が2件(源泉徴収すべき合計額1,085,118円)認められた。また、これに伴い、延滞税(20,800円)及び不納付加算税(54,000円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額24,464円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>個人事業者への報酬が源泉徴収の対象となることを課内で周知した。</p> <p>また、事務処理過程において複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、物品購入伺い決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化財保存事務所	令和5年8月8日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の</p>

			<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 1,753,300円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,200,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
教育振興課	令和5年 8月9日		<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 261,592,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日として</p>	<p>特に年度当初の手続きについては、事業者に対し、早期の交付申請を促す。また、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図るとともに、今後は複数職員（係長及び副担当等）でチェックする体制を整備し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>

		<p>いた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	
スポーツ振興課	令和5年8月8日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>橿原公苑明日香庭球場に設置している自動販売機(2台)に係る行政財産使用料について、設置場所が屋内であることから建物の使用料を算定すべきところ、誤って屋外設置の場合に適用する土地の使用料を算定し、調定していた事例が2件(令和3年度及び令和4年度分、不足額合計 16,590円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>設置者と協議し、令和5年度分使用料から屋内使用料を徴収済み。</p> <p>また、その他の行政財産使用申請案件について、算定誤りが無いか、再確認を行った。</p>
消費・生活安全課	令和5年8月8日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が67件(交付決定額合計 6,320,000円)認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が66件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の67件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額290,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
こども・女性局	女性活躍推進課	令和5年6月1日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額81,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	奈良っ子はぐくみ課	令和5年6月1日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和4年度の役務費(後納郵便料金)について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が1件(延滞利息額141円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>請求書受理後、速やかに支払い手続きを行うとともに、担当者不在でも対応できるように確認すべき事項を一覧にした支払いチェックシートを作成し、チェック体制を強化するとともに情報共有を徹底した。</p>

		<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 3,300,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>交付決定を行う時期についてスケジュールを作成のうえ、複数職員で確認する体制を構築し、適正な事務執行に努める。</p> <p>なお、令和5年度の当該補助金の交付決定については、4月1日付けで起案を行い、速やかに事務処理を進めた。今後も、「適切な時期に支出負担行為を行うこと」を徹底する。</p>
<p>こども家庭課</p>	<p>令和5年6月1日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 107,688円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（源泉徴収すべき額 340,401円）認められ</p>	<p>支出負担行為を行う時期について、対象事業をリスト化し、複数職員でチェックする体制を構築するとともに、少しでも疑義が生じた場合は会計局に確認を行い、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> <p>所得税源泉徴収シートの確認を徹底し、契約相手方が個人の場合は源泉徴収が必要か否かについて相手方に確認を行うとともに、少しでも疑義が生じた場合は会計局及び税務署に確</p>

			<p>た。また、これに伴い、延滞税（7,000 円）及び不納付加算税（17,000 円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p>	<p>認を行い、適正な源泉徴収事務の執行に努める。</p>
福祉医療部	企画管理室	令和5年 5月31日	<p>役務費の過払いについて</p> <p>令和3年度の役務費（労働者派遣）について、誤って消費税額を二重に計上した請求書に基づき支出していた事例が1件（過払い額 5,293,929 円）認められた。出納整理期間中の令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行った上で、令和4年度に雑入として受入を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 31,567,800 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を</p>	<p>当該事例について、所属内で情報共有すると共に、支出額、請求額、契約書に記載されている金額に相違がないかなど、支出時に注意すべき点について所属内の職員間で改めて共有し、会計書類のチェック時に必ず確認するようにしている。また、次年度以降は誰が見ても誤解しない表現となるように契約書の作成に注意している。</p> <p>今後も引き続き、奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を複数の職員で共有し、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、支出負担行為及び契約書の作成等に遅延が発生しないよう、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	
長寿・福祉 人材確保対 策課	令和5年 5月31日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額19,026,700円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>従来より奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図るとともに、毎週確認日を設定し、支出負担行為等の手続き漏れや遅延が発生していないか、スケジュールボードを活用し複数名の職員で事務の進捗を確認していたが、今後はそれに加えて契約書の作成状況に遅延が発生していないかについても確認することとし、適正な事務処理に努める。</p>	
医療・介 護保 険局	令和5年 5月31日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が6件（交付決定額合計12,303,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日として</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>具体的には、会計局・主管課連絡会議の内容の周知徹底により課内への注意喚起を図り、課内の支出負担行為を行う時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	

		<p>いた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額4,900,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>具体的には、会計局・主管課連絡会議の内容の周知徹底により課内への注意喚起を図るとともに、事業者の選定後、速やかに契約の相手方と調整を行い、遅滞なく契約書を作成する。また、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>地域包括ケア推進室</p>	<p>令和5年 5月31日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額3,290,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとする</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>きは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p>	
水循環・森林・景観環境部	森林資源生産課	令和5年7月26日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>道路運送車両法及び平成30年10月に発出された公用車の定期点検整備に係る総務部長通知等に基づき、適切な公用車の管理に努める。</p> <p>所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を可視化した進捗管理シートを作成し、複数名の職員で共有することで計画的な定期点検整備の実施を図る。</p>
	廃棄物対策課	令和5年7月26日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 265,100円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、物品調達手続きを確認するチェックリストを作成して、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

産業・観光・雇用振興部	企画管理室	令和5年 6月1日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,500円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）	奈良県会計規則等に基づいた、物品購入を含めた支出負担行為事務のルールを、改めて室員に周知し、適正な事務執行に努めている。また、当室経理担当が開催している会計事務にかかる研修会を、当室事務担当者も受講した。 併せて、支出負担行為や支出命令に際しては起案文書作成前に室内で情報共有を行い、決裁に際しても作成者が決裁者に直接説明を行う等している。
	産業振興総合センター	令和5年 4月18日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 75,603円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、担当者、各部門長、出納員及び帳票作成担当者で物品購入の事務処理状況の共有やスケジュール管理を徹底することで、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。
	雇用政策課	令和5年 6月1日	現金出納簿の未記入及び未作成について 資金前渡職員は、現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和3年度の現金出納簿について、2か月分の記入が漏れていた。また、令和4年度においては、現金出納簿を作成していなかった。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 （指摘事項）	令和3年度の現金出納簿の漏れていた箇所について、記入するとともに、令和4年度、令和5年度の現金出納簿を作成し、適切な事務執行に努めている。
観光局	ならの観光力向上課	令和5年 6月19日	補助金等の額の確定及び戻入に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に	奈良県会計規則、奈良県補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理について、所属において、職員に徹底

応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和3年度において、額の確定を適切な時期までに行っていなかった事例が6件（交付決定額合計 119,278,000円）認められた。また、上記のうち5件では、額の確定を行なわないまま精算書及び戻入決議兼戻入通知書を作成し、決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額合計 5,203,337円）させていた。さらに、額の確定を行っていた1件（交付決定額 60,000,000円）についても、精算書及び戻入決議兼戻入通知書の決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額 380,894円）させていた。

今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が44件（交付決定額合計 56,130,000円）認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の44件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行

するとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うチェック体制を整備した。

再発防止の具体策として、会計事務の進捗状況を一覧できる会計書類進捗シートを作成し、月に一回程度所属長によるヒアリングを実施、次長・局長への報告を行っている。また、年度末においては未処理案件リストを作成し、人事異動等による処理漏れがないよう管理職を含めて進捗管理を徹底するなど、各段階で実行性のあるチェック体制を整備した。

今後も体制を継続し、適正な事務処理の執行と実効性のある内部統制の整備に努める。

奈良県会計規則、奈良県補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理について、所属において、職員に徹底するとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うチェック体制を整備した。

再発防止の具体策として、会計事務の進捗状況を一覧できる会計書類進捗シートを作成し、月に一回程度所属長によるヒアリングを実施、次長・局長への報告を行っている。また、年度末においては未処理案件リストを作成し、人事異動等による処理漏れがないよう管理職を含めて進捗管理を徹底するなど、各段階で実行性のあるチェック体制を整備した。

今後も体制を継続し、適正な事務処理の執行と実効性のある内部統制の整備に努める。

			<p>に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱について 奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱において、交付の対象となる経費として人件費を記載しているが、人件費とする範囲が曖昧となっていることから、対象経費の範囲を明確にすることができるよう、交付要綱の内容を検討されたい。（意見事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理について、所属において、職員に徹底するとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うチェック体制を整備した。 再発防止の具体策として、会計事務の進捗状況を一覧できる会計書類進捗シートを作成し、月に一回程度所属長によるヒアリングを実施、次長・局長への報告を行っている。また、年度末においては未処理案件リストを作成し、人事異動等による処理漏れがないよう管理職を含めて進捗管理を徹底するなど、各段階で実行性のあるチェック体制を整備した。 今後も体制を継続し、適正な事務処理の執行と実効性のある内部統制の整備に努める。</p> <p>奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱において、補助金の交付対象となる事業及び経費について定めている。これまで、人件費補助事業の対象となる経費（科目）については、給与手当・賞与引当金繰入額・福利厚生費・支払手数料を対象として運用しており、補助金の額の確定にあたっては、県が報告書等の書類審査及び現地調査により対象経費の確認を行ってきた。対象経費の範囲を明確にするため、交付要綱の改正を行い、令和6年4月から適用している。</p>
MICE推進室	令和5年6月19日		<p>支出負担行為事務に係る不適切な事務処理について 令和4年度の県営プール跡地活用プロジェクト ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業（コンベンション施設等整備運営事業）の委託料について、誤った算出根拠を基に支出負担行為を行っていた事例が1件（不足額4,081,319円）認められた。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、年度毎の委託料について、物価変動指数を入力すれば委託料の改定率及び改定後の金額を算出できる計算表を作成して、県、事業者双方が各年度の委託料額を的確に確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>指定管理業務委託に係る委託料の過払いについて</p> <p>令和3年度の県営プール跡地活用プロジェクト ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業(コンベンション施設等整備運営事業)の委託料について、維持管理業務及び運営業務に係る物価変動によるサービス対価額(委託料)の改定に係る県及び事業者双方の認識が契約書の定めと異なっていたため、契約書で定められた算出による委託料を超えて支出していた事例が1件(過払い額 1,554,231円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和4年7月に委託料の過払いに気がつき、令和3年度のサービス対価を遡って修正し、事業者からの返金等所要の手続きを行った。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、委託料支払い事務の適正な執行に努めるとともに、県と事業者双方で改めて契約書の読み合わせを行い、疑義のある書きぶりについて洗い出し、必要があれば協議によって双方で確認を行う体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
食と農の振興部	豊かな食と農の振興課、中央卸売市場再整備推進室	令和5年8月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(契約額合 1,990,600円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 1,004,300円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、物品購入や契約の事務処理状況の共有やスケジュール管理の徹底により、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p>

		<p>裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
中央卸売市場再整備推進室	令和5年 8月10日	<p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和2年度の委託料について源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(払出すべき額 81,091円)認められた。また、これに伴い、延滞税(1,900円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>かいは源泉所得税を各所属で税務署へ払出す必要があることを室内で周知した。また、源泉徴収の事務処理、決裁過程において、処理状況の共有やスケジュール管理の徹底を行い、再発防止に努める。</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法及び公用車の定期点検整備の実施の徹底についての総務部長通知に基づき、適正な定期点検整備を実施する。今後は、所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を所属内で共有し、計画的な定期点検整備に努める。</p>
農業水産振興課	令和5年 8月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の物品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 1,076,900円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとする</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為及び契約書の作成等について、契約案件、契約時期を一覧としたスケジュールを作成することで決裁過程におけるチェック体制を整備するなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、支出負担行為及び契約書作成の遅延防止を図る。</p>

きは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が24件（交付決定額合計 32,572,000円）認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の24件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）

公用車の定期点検整備の不実施について

公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられて

奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を整備し、適正な事務の執行と再発防止に努める。

また令和4年度において市町村からの補助金交付申請の提出が遅れた補助金については、令和5年度から各市町村及び県出先機関を対象に説明会を実施し年間の事務処理スケジュールを示すことで遅延の防止を図っている。

所属職員が常時確認している業務予定表に定期点検整備の予定を組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。

今後は道路運送車両法と総務部長

			<p>おり、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>通知に基づいて定期点検整備を実施し、適切な公用車の管理に努める。</p>
	<p>農村振興課 (中部農林振興事務所に対する実地監査で注意事項となる。)</p>	<p>令和5年 8月10日</p>	<p>予算の令達の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の中部農林振興事務所における工事請負契約について、予算計上課である農村振興課からの予算の令達が遅延したことにより、中部農林振興事務所で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等11,742,800円)認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務に影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、予算事務の適正な執行に努めるとともに、事業進捗管理票を課内職員及び事務所職員と常時共有し、毎月チェックすることにより、予算の令達が漏れていないか確認する体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p>	<p>技術管理課</p>	<p>令和5年 8月3日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の負担金について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(負担金額35,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>道路保全課</p>	<p>令和5年 8月3日</p>	<p>証紙収納実績の報告誤りについて 消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和4年7月分から同年9月分の特殊車両通行許可申請手数料の実績について、証紙収納簿には実績額を556,200円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って1,149,400円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が593,200円過大となっていた。その後、令和5年1月にその誤りに気がつき、令和4年度中に所要の手続きは行っていた。 今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託</p>	<p>証紙収納簿の確認の際には、作成担当者による計算過程も書面に記録し、作成担当者、担当係長、担当管理職における複数の確認を行う。確認の際にも確認過程を書面に記録することで確認過程もチェックできるように仕組み化を実施。また、証紙収納実績報告書の作成に際しては、必ず過去の分も含めて証紙収納簿と照らして確認を行う。</p> <p>令和5年10月以降、課内スケジュール共有アプリケーション等で、定期点検整備後、直ちに次回6か月定期点検整備予定を登録するとともに、庶務担当者及び総務契約係長で点検整備発注状況等の相互確認を行う。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制の強化を図り、複数の担当者による書類確認を行うとともに業務遂行にかかる進捗管理を行うことで支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防</p>
--------------	----------------------	--	--

		<p>契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 27,962,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>（注意事項）</p>	止に努める。
大規模広域 防災拠点整 備課	令和5年 8月3日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 213,070 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、事業執行何の時点から事務処理状況を確認できるリストを作成し、課内での共有を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。
砂防・災害 対策課	令和5年 8月3日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の負担金について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（負担金 25,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基</p>	支出負担行為の事務処理手順を周知するため、改めて「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」を所属内で共有し、奈良県会計規則等に則った適正な事務執行と遅延の再発防止に努める。

			<p>づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>自動車の使用者に実施が義務づけられている6か月ごと等の定期点検整備について、所属内で共有する年度スケジュールに継続して必要事項として明記することにより処理漏れを防止し、適切な公用車の管理に努める。</p> <p>なお、当該車両については、令和5年度に6か月ごとの点検整備を実施している。</p>
	下水道課	令和5年 8月3日	<p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和4年度の賞与について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていないことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 3,300,000円)認められた。また、これに伴い、延滞税(3,900円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>毎月末、公営企業会計・資産管理システムから預り金整理簿を出力し、源泉徴収済みの源泉所得税が残っていないか確認すること等により、適正な源泉徴収事務の執行に努める。</p>
地域デザイン推進局	公園緑地課	令和5年 7月24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 24,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、物品購入の事務処理状況の共有やスケジュール管理の徹底により、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p>

			<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
住まいまちづくり課	令和5年7月24日	<p>県営住宅敷地使用料及び土地建物貸付料の調定事務の誤りについて 県営住宅敷地使用料及び土地建物貸付料について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が2件（過大額合計 78,194円）認められた。令和4年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>行政財産使用料条例に基づき使用料の算定を正確に行うとともに、令和4年度において一元化した台帳の運用の適正化に努める。また、エクセル台帳にはエラーチェック列を設け、決裁時にはチェックリストを作成して複数の職員によりチェックする等、二重三重のチェックを行い、適正な事務処理に努める。</p>	
建築安全推進課	令和5年7月24日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定にあたり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が29件（交付決定額合計 19,479,000円）認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の29件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、交付決定時期等の補助金交付事務年間スケジュールを課内で共有し進捗を確認するなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>	
水道局	令和5年8月24日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の金額の誤りについて 公用車の自動車損害賠償責任保険契約について、自動車損害賠償責任保険基準料率に係る車種</p>	<p>過去に誤りがあった事例や特に注意が必要な点についてリスト化し、起案者及び決裁者で共有することで、各</p>	

			<p>区分が誤っていたため、支払った保険料が過少となっていた事例が1件（不足額 17,670円）認められた。</p> <p>今後は、自動車損害賠償保障法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>委託料の支払不足について</p> <p>令和4年度の修繕業務に係る委託料の支払に当たり、算出方法を誤ったため支払額が不足していた事例が1件（不足額 10,214円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県営水道会計規程等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>過去に誤りがあった事例や特に注意が必要な点についてリスト化し、起案者及び決裁者で共有することで、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努める。</p>
教育委員会	企画管理室	令和5年 8月22日	<p>報酬の過払いについて</p> <p>令和4年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 47,762円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
	学校支援課	令和5年 8月22日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、雑入で収納していた事例が2件（収入済額合計 13,139円）認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納されたい。（注意事項）</p>	<p>奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での支出を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>
	教職員課	令和5年 8月22日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の委託料（1件 7,821円）について、請求書が令和2年12月に提出されていたのに、これに</p>	<p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努める。また「受診者名簿及び結果一覧」及び「請求書」は学校を経由せず、医療機関から教職員課へ直接提出させたい。また、教職員課から各学校へ受診者の照合を依頼するフロ</p>

			<p>係る支出事務を失念したため、12か月以上の大幅な支払い遅延が生じ、令和4年7月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>一に改めることで、支払事務に係る進捗状況を的確に管理し、各段階で実効性のあるチェック体制を構築する。</p>
	学ぶ力はぐくみ課	令和5年8月22日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の委員への謝金について、経費の性質が役務の提供に対する対価であることから予算科目を報償費で支出すべきであったのに、報酬で支出していた事例が1件（支出額 32,700円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での支出を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
警察本部	警察本部	令和5年8月4日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 2,184,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,548,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を確認できる一覧表を作成して、複数人による進捗状況の把握を徹底するなど決裁過程等におけるチェック体制を整備し、また、契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続きに係る事務処理の整理区分表を執務室内の財務端末付近に掲示し、適正な事務処理に努める。</p>

			裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)	
--	--	--	---	--

イ 出先機関

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
文化・教育・くらし創造部	なら歴史芸術文化村	令和5年 4月24日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 23,790,859円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が12件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 23,059,927円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度の業務委託契約に係る契約保証金について、免除事由を満たさない書類の添付をもって契約保証金を免除し、業務委</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務について遅滞なく実施するよう所属内で共有するとともに、本来行うべき会計処理の手順について、口頭及び「会計事務の手引き」による周知徹底を行った。</p> <p>今後は同様の事務処理遅延防止を徹底するため、全職員に対し事業執行時期の適正化や未処理案件の有無等について、朝礼・終礼時に繰り返し注意喚起を行うとともに、複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>契約締結の際に、契約保証金を免除する場合には、奈良県契約規則や「会計事務の手引き」等による担当者の事前確認を徹底するとともに、適用条項</p>

			<p>託契約（契約額 5,720,000 円）を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和4年度の物品の備品購入契約2件（契約額合計 9,029,900 円）について、奈良県契約規則第26条等によりなら歴史芸術文化村村長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化振興課で契約事務を行うこととされているのに、同村長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>や添付書類について適正に整理されているかを別の職員が確認する等、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務執行に努める。</p> <p>奈良県契約規則及び関係通知に基づき、契約事務において本課執行とかい執行を適切に区別できるよう、かい執行の範囲の定めについて周知徹底を行った。</p> <p>今後は、予定価格の設定時等、事業執行の起点における、事務委任の範囲の再確認を徹底し、適正な執行に努める。</p>
万葉文化館	令和5年 7月20日		<p>旅費の二重払いについて</p> <p>令和4年度の講師の旅費について、二重に支出していた事例が1件（支給額 43,230 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みられたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 17,756,113 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなけ</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努める。また、案件の支出処理の有無、支払い状況を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>ればならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	
民俗博物館	令和5年 3月23日		<p>支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度奈良県立民俗博物館機械警備等業務委託に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている契約締結書類の所在が不明となり、支出負担行為決議書及び支出命令書に必要な書類の添付がないまま支出していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計文書を適正に保管、管理するとともに、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき支出事務の適正な執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 1,452,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県行政文書管理規則等に則った文書管理を行うため、文書の適切な保管について職員に注意喚起を行い再発防止に取り組む。また、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、チェックリストを作成し必要書類を的確に把握できるようにするなど、チェック体制を整備する。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、物品購入何決裁時点で支出負担行為の要不要を確認し、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備する。</p>

<p>産業・観光・雇用振興部</p>	<p>競輪場</p>	<p>令和5年 8月28日</p>	<p>施設賃貸契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について</p> <p>令和3年度及び令和4年度の施設賃貸契約について、奈良県公有財産規則で定められた納期限とは異なる期日を納期限として契約書を作成していた事例が2件（契約額合計 396,144円）認められた。</p> <p>結果として、上記の契約に係る令和4年度の賃貸料について、同規則で定められた納期限の日より後に納入の通知を行っていた事例が3件（調定額合計 31,004円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成事務及び調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額合計 39,468,572円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が11件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件（契約額合計 39,185,872円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>奈良県公有財産規則、奈良県会計規則等に基づき、施設賃貸借契約書作成及び同賃貸料調定事務の適正な執行に務める。</p> <p>契約書作成時において、今回指摘のあった内容を確認項目として加え、決裁過程における適正化の一助とし、契約物件と調定日及び納期限を一覧できるチェックリストを元に、調定事務実施状況を把握し、適時適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行を努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理する。</p> <p>契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを元に、進捗管理を徹底し、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な事務処理に努める。</p>
--------------------	------------	-----------------------	---	--

			<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和4年度の産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約について、経費の性質が委託契約代金であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額 350,475円)認められた。令和5年2月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則に基づく、適正な予算科目支出を行うため、今回指摘のあった発生事例を情報共有、予算科目支出にかかわる所内研修を行い、複数の担当者による書類確認を徹底することで所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
食と農の振興部	東部農林振興事務所	令和5年7月28日	<p>郵便切手の過大な保有について 令和3年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高 54,015円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>年度末の保有残高が多額にならないよう、使用予定数の把握及び郵便切手交付簿の残高確認を的確に行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>
	なら食と農の魅力創造国際大学校	令和5年7月28日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 9,340,980円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が5件となっていた。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の内容及び、契約時期を関係課員全てが迅速に確認できるチェックリストを作成し、正確な進捗管理、事務処理を担当課員だけでは無く、課員全員が相互に補完して行う体制を構築し、適正・正確な事務処理を行う。</p>

		<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件（契約額合計 8,603,100 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
中央卸売市場	令和5年6月2日	<p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和3年度の業務委託契約に係る契約保証金について、免除事由を確認するために必要な書類の一部を誤って添付して契約保証金を免除し、業務委託契約を締結していた事例が1件（契約額 80,300,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>契約保証金を免除するときは、契約相手方が過去に同種同規模の業務を受託し誠実に履行した実績がある者であって将来契約を履行しないこととなるおそれがないと判断するにいたった事由がわかる書類を、契約締結の伺いに添付することを徹底している。</p> <p>令和4年度以降は、点検時期を明示した書類を「自動車使用伺い兼使用報告書」に添付すると共に自動車の鍵の保管場所に掲示することにより、点検時期見過ごしの防止に努め、点検整備を適切に実施している。</p>
畜産技術センター	令和5年4月26日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が</p>	<p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点</p>

			<p>散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>について、所属内で情報を共有し、再発防止に努める。</p> <p>また、チェックを徹底し、内部統制の整備に取り組む。</p>
教育委員会	教育研究所	令和5年 6月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 30,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	高円高等学校(高円芸術高等学校を含む)	令和5年 4月12日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 138,600円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	国際高等学校	令和5年 4月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 110,110円)認</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、担当者の異動など突発的な対応に備えて契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成し、担当者以外にも情報共有をはかり、進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適</p>

		<p>められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>正な事務処理に努める。</p>
二階堂高等学校	令和5年 4月12日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 48,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を確立し、支出負担行為の適正な執行と再発防止に努める。</p>
畝傍高等学校（かぐやま寮を含む）	令和5年 6月22日	<p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過少な支払いとなっていた事例が1件（支給不足額 30,000円）認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の修繕工事契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 271,579円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、複数の担当者による検算や書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
高取国際高等学校	令和5年6月22日	<p>契約書の契約金額の記載漏れについて</p> <p>令和4年度の業務委託契約について、奈良県契約規則で定められた契約書に記載すべき事項である契約金額が記載されていない事例が1件(契約額 126,500円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則に基づき契約書作成事務等の適正な執行に努めるとともに記載された内容を再度確認、及び徹底したチェック体制を整備し、適正な事務処理を行う。</p>
奈良情報商業高等学校(商業高等学校を含む)	令和5年6月22日	<p>高等学校授業料の調定事務の誤りについて</p> <p>令和3年度の高等学校授業料について、すでに調定し納入されている授業料について、誤って再度調定及び納入通知を行ったため、徴収額が過大となっていた事例が1件(2名 39,600円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,309,718円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,233,320円)では、</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において、各生徒の調定対象期間が、過去に行った調定期間と重複していない事を確認するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、それぞれの契約案件に対して行う支出負担行為や契約業務等の時期を的確に把握し、進捗状況の確認を定期的に行い、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
吉野高等学校	令和5年 3月22日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の浄化槽薬剤補充手数料について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額 11,000円)認められた。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>また、令和4年度の非常勤講師の第2種報酬(通勤手当)について、経費の性質が旅費(費用弁償)であることから予算科目を旅費で支出すべきであったのに、報酬で支出していた事例が2件(支出額合計 12,417円)認められた。</p> <p>令和4年7月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 998,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出を行うよう、複数人での確かなチェック体制を整える。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧でできるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>今後は、同法、同通知等に基づき、半年に一度の定期点検整備を実施するようスケジュール表を作成し、点検委託業者への依頼を早急に行い、公用車の定期点検整備を適切に実施する。</p> <p>令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理しておらず、また奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に誤って記載したまま会計管理者に提出していた事について、今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は、都度、所属内での担当者への報告を徹底し、担当者は都度備品管理簿の整理を行い、適正に財産調書を作成する。</p> <p>事務を関係法令や規則等に基づき適正に処理し、決裁過程のチェック体制を強化し、内部統制の整備に取り組む。</p>
警察本	奈良西警察署	令和5年4月18日	<p>搬送車両破損事故に係る損害賠償の発生について</p> <p>令和3年12月に奈良西警察署</p>	<p>事案発生後、私人の所有車両を運搬</p>

部			<p>員が、一般男性の車両を運転して自宅に送り届ける際、事故を起こして車両を破損させたため、令和4年3月の議会の議決を経て489,653円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>県の過失により車両を破損させたため、今後は相手方の家族や運行代行業者等に運転を依頼するなど、安易に車両を移動させることがないように、再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>する必要が生じた場合、原則、家族や知人等に連絡し搬送を依頼、レッカー業者に搬送を依頼、運転代行業者等に搬送を依頼する等の対応を十分に検討する。</p> <p>また、車両を運転する際は交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう、交通事故防止について、指導教養を徹底した。</p>
	香芝警察署	令和5年 4月13日	<p>役務費の二重払いについて</p> <p>令和4年度の役務費（被留置者診療費）について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 15,030円）認められた。支払先からの指摘により誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 66,000円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、警察署の留置管理課との間において、被留置者の診療状況について確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適切な執行に努めるとともに契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施日	監査結果	措置の内容
一般財団法人奈良県健康づくり財団（健康推進課）	令和5年 8月28日	<p>予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について</p> <p>一般財団法人奈良県健康づくり財団会計規程により、随意契約によることができる場合を定めているのに、令和4年度の委託契約について、予定価格の設定を行わず、随意契約による根拠を明らかにしないまま契約を締結していた事例が4件（契約額合計 72,102,967円）認められた。</p> <p>今後は、同規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和4年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件（契約額 124,640円）認められた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>一般財団法人奈良県健康づくり財団会計規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、随意契約については、決裁過程において、同規程第26条各号のいずれに該当するかを記載し随意契約の根拠を明確にすることにより、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づき、契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期等を一覧できるリストを作成して契約状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

令和5監査年度 第2回分

ア 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
医療政策局	地域医療連携課	令和6年 1月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額12,760,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分表を課内に掲示し、支出科目ごとの事務処理手順について課員に周知徹底した。また、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適切に支出負担行為や契約書を作成するとともに、事務担当者が事業者募集から契約までの日程表を作成し、報告することで、複数人が進捗把握できる状況を確保し、適正な事務処理に努める。</p>
	医師・看護師確保対策室	令和6年 1月25日	<p>貸付金に係る不十分な債権管理について</p> <p>看護師等修学資金貸付金の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続きを令和4年4月以降実施していなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県看護師等修学資金債権管理マニュアルに基づき作成する返還実施計画を改善し、債務者毎の滞納額、対応状況、今後の対応方針を盛り込んで見える化を行った。</p> <p>また、毎月開催している室内会議で情報共有し、進捗管理を行い適正な債権管理に努める。</p>
	健康推進課	令和6年 1月25日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p>	

		<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 144,525,770 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 144,500,770 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の委託料（1件 135,000 円）について、令和4年8月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期等を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき、適正な支払い事務等の執行に努めるとともに、契約案件、契約時期等を一覧できるチェックリストを作成して、契約期間等の遵守及び的確な進捗管理を行い、各段階におけるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
--	--	--	---

		<p>のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> <p>補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県第一種及び第二種感染症指定医療機関運営事業費補助金について、令和2年度において交付した事業費が他の補助金と重複し、交付額が過大となっていた事例が6件(過大となっていた交付額合計 13,780,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>扶助費の過払いについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の扶助費(肝炎医療費)について、受給者証の自己負担限度額を誤ったため、過払いしていた事例が1件(過払い額 60,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県肝炎治療特別促進事業実施要綱等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の報償費について源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が不足していた事例が5件(源泉徴収不足額合計 273,842円)認められた。また、これに伴い、不納付加算税(7,000円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p>	<p>今回の補助金重複事案について、改めて課内に注意喚起を行うとともに、国の交付要綱を確認し、重複する恐れがある補助事業においては、担当者同士で情報共有を密に図りながら適正な事務処理に努める。</p> <p>經由機関である出先機関に対し、複数名での審査を徹底するよう注意喚起を行うとともに、当課が作成した事務処理マニュアルに基づき複数名で審査を行うなど、奈良県会計規則、奈良県肝炎治療特別促進事業実施要綱等に基づき適正な事務処理に努める。</p> <p>源泉徴収の事務処理過程において、複数の担当者による書類確認を行うとともに、会計局作成の「所得税源泉徴収チェックシート」に今回の事例を追記して課内で活用し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>疾病対策課 (新型コロナワクチン接種推進室含む)</p>	<p>令和6年 1月25日</p>		

		<p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が3件（交付決定額合計 2,919,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>委託料の過払いについて</p> <p>令和4年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 2,455,332円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、</p>	<p>補助金事業一覧を作成し、事前に交付決定日について、課内で情報共有を図り、負担行為の準備を行うことにより、補助金等の交付決定及び支出負担行為を遅滞なく行う。また、奈良県補助金等交付規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>委託業務終了後に過払い防止対策を示した国の通知があったため、今後は国通知に基づき、委託先の業務内容のより詳細な収集等を行い、支払い額を確定するとともに奈良県会計規則等に基づき、事務の適正な執行に努める。</p> <p>所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を所属内で共有し、計画的な定期点検整備に努める。また、自動車の使用者に実施が義務づけられている定期点検整備について道路運送車両法並びに平成30年10月の総務部長通知等に基づき適正に行うよう努める。</p>
--	--	---	---

			公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
	薬務課	令和6年 1月25日	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 14,280円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)	公用車の自動車損害賠償保険料については「前金払」で処理するとともに、同様の事案が発生しないよう複数職員で公用車管理を行い適正な事務処理に努める。
行政委員会	人事委員会 事務局	令和6年 1月23日	郵便切手の過大な保有について 令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高 70,278円)となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)	郵便切手の購入時には、残額確認を行い、使用予定枚数の見込みを的確に把握した上で必要最小限度の購入とするなど、適正な郵便切手の保有に努める。

イ 出先機関

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
総務部	奈良県税事務所	令和5年12月19日	<p>法人事業税等の還付の誤りについて</p> <p>法人事業税等について、令和4年度に誤って法人に還付していた事例が2件（還付金額合計 1,496,300円）認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、地方税法等に基づき、税務事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額 514,800円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけら</p>	<p>地方税法等に基づき、税務事務の適正な執行に努めるとともに、申告書等調定入力時の留意事項をまとめて入力業務に携わる職員に説明し、また業務の中での事例を係員で共有するなど、資質向上を図り、更に決裁時のチェックに努め、課税体制を強化する。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、適切な定期点検整備を実施する。今後は、所有する公用車の定期点検日および車検日を含めた日程を所属内</p>

		<p>れており、平成 30 年 10 月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和 4 年度において、公用車 2 台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>で共有し、計画的な定期点検整備に努める。</p>
<p>中南和県税事務所</p>	<p>令和 5 年 12 月 19 日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件（契約額 963,050 円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の 1 件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に 6 か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成 30 年 10 月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和 4 年度において、公用車 2 台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成し、担当間で情報を共有するとともに進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、適切な定期点検整備を実施する。今後は、所有する公用車の定期点検日および車検日を含めた日程を所属内で共有し、計画的な定期点検整備に努める。</p>

			整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)	
	自動車税事務所	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 58,300円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
文化・教育・くらし創造部	橿原文化会館	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額 303,600円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)	奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の一覧を作成し、進捗状況を的確に管理するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	美術館	令和6年 1月23日	歳入科目の誤りについて 令和4年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、使用料で収納していた事例が1件(収入済額合計 337,700円)認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納すべきである。(指摘事項)	奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納することに努めるとともに、調定決議書起票時に「会計事務の手引き収入編」に記載されている歳入科目の定義を確認して歳入科目を的確に判断するなど、実効性のあるチェックを行い、適正な事務処理に努める。

<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和6年 1月29日</p>	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度の海外出張に伴う現地支払のための需用費、役務費並びに使用料及び賃借料について、資金前渡日以前に職員の立替により日本円から外貨へ両替した事例が1件（両替額 89,170円）認められた。</p> <p>立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令並びに奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違反して支出することになるので、今後は、同法及び関係通知等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>海外出張が決定した際は、資金前渡の要否について事前確認を徹底し、法令に則り適切な事務処理に努める。</p>
<p>野外活動センター</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が22件（契約額合計 3,541,509円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>橿原公苑</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 1,034,730円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か</p>	<p>支出負担行為の決裁手続きが完了せず、契約書締結等を行わないまま事業が進めてしまうことは、契約上の義務履行に支障が生じたり、相手方に不利益を生じさせることがあるなど極めて不適切であることを再確認するとともに、今後は、業務着手後、特に業務完了後に行うことのないように努める。</p> <p>また、武道関係の指導者研修会開催業務委託（116,230円）については、研修会の開催日が迫る中、予算の確保・仕様書の作成及び必要経費の積算などの業務に忙殺されて、結果的に支出負担行為の決裁が契約書締結よりも</p>

			<p>月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 116,230円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>大幅に遅れていた。</p> <p>今後は、当苑内で、事務手続きの進捗管理を徹底するとともに、速やかな支出負担行為の決裁と契約の締結に向けた情報共有を密にして、再発防止に努める。</p>
消費生活センター	令和6年 1月23日	<p>役務費の誤払いについて</p> <p>令和4年度の役務費について、金額を誤って支出した事例が1件（誤払い額 32,360円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 96,140円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、「事務処理確認チェック表」を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、「事務処理確認チェック表」を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	
福祉医療部	郡山保健所 令和6年 1月23日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 77,506円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安</p>	<p>郵便切手については、令和4年度より料金後納郵便を利用することとしたため、郵便切手の使用が減っているため、令和4年6月以降購入を見合わせており、今後とも使用による減少に努める。</p>	

全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。

(注意事項)

資金前渡に係る不適切な事務処理について

令和4年度の役務費（令和4年9月分から令和5年3月分の電信電話料金）の自動口座振替払の資金前渡において、予定金額に残額が生じたため、精算すべき期間内に精算を行わなければならないのに、6か月以上、かつ、会計年度経過後の出納整理期間も経過してその手続きを行っていなかった事例が2件(合計金額 476円)認められた。

今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行うべきである。(指摘事項)

公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について

公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 12,850円)認められた。

自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。

(注意事項)

公用車の定期点検整備の不実施について

公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車6台について定期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生

奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な管理を行うとともに、当該口座への入出金の期日に記帳を行い、口座の状況を常に把握し、適正な事務処理に努める。

公用車の点検時期をまとめたスケジュール表を掲示し、情報共有することで車検受検日以前に自賠責保険料を支出することを徹底し、支出日以降に公用車を引き渡すこととする。

道路運送車両法及び関係通知に基づき、公用車の定期点検整備の適正な実施に努めるとともに、公用車の点検時期をまとめたスケジュール表を掲示し、進捗管理及びチェック体制を強化する。

		<p>おそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,004,300円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて 備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。 また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則及び関係通知に基づき、契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>また、支出負担行為が必要な契約については、あらかじめスケジュールを作成し共有することで、進捗状況の管理とチェック体制等内部統制の強化を行う。</p> <p>奈良県会計規則及び関係通知に基づき、備品管理簿を整理し、適正な財産調書の作成並びに再発防止に努める。 当該重要物品については、再度確認を行い、処分済みと確定したため、備品管理簿の整理を行い、適正に財産調書の作成を行う。</p>
吉野保健所	令和6年 1月23日	<p>支出科目の誤りについて 令和4年度のプリンター及び飼料の購入契約について、経費の性質が備品及び飼料購入代金であることから予算科目を備品購入費及び需用費飼料費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が2件(契約額合計 40,962円)認められた。</p>	<p>適正な予算科目で支出を行うよう各節の目的を再度確認するとともに、チェック体制を強化することで、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>令和4年7月及び9月にその誤りに気がつき、支払後速やかに所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 27,610円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品2件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>契約案件、契約時期が一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を的確に管理することで、契約事務の適正な事務処理に努める。</p> <p>備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理するとともに、記載内容が適切なものとなっているかを月末にチェックすることで、物品の適正な管理に努める。</p>
保健研究センター	令和6年1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、</p>

		<p>うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計736,670円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度及び令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>適正な事務処理に努める。</p> <p>令和7年1月に法定点検を確実に実施し、今後は道路運送車両法及び関係通知に基づき、公用車の定期点検整備の適正な実施に努める。</p>
中和福祉事務所	令和6年1月23日	<p>調定事務の誤りについて</p> <p>過年度事業返還金収入について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が1件（過大額28,247円）認められた。令和5年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、調定事務を行う際に間違いがないか起案者が確認するチェックリストを作成し、起案時に添付することで決裁課程におけるチェック体制を充実させ、実効性のある内部統制の整備に努める。</p>
藤の木学園	令和6年1月23日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の工事請負契約等について、経費の性質に基づく予</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、係員に注意事項に関し、関係案件の周知徹底</p>

	<p>算科目で支出すべきであったのに、誤った予算科目で支出していた事例が4件（契約額合計 713,628 円）認められた。その態様の内訳は、①経費の性質が通信費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件、②経費の性質が施設使用料であることから使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件、③経費の性質が工事請負代金であることから工事請負費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件となっていた。令和4年11月及び令和5年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約等について支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（契約額合計 780,780 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和4年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が2件（契</p>	<p>を図るとともに、支出科目チェック表の作成・活用により、決裁過程での複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な支出科目による事務の執行と再発の防止に努める。</p> <p>同様の事例が発生することのないよう、奈良県会計規則等に基づき、係員に指摘事項に関し、関係案件の周知徹底を図るとともに、適切なスケジュール設定と決裁過程における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な支出負担行為事務の執行と再発の防止に努める。</p> <p>奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、係員に注意事項に関し、関係案件の周知徹底を図るとともに、工事請負契約チェック表の作成・活用により、決裁過程における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な契約事務の執行と再発の防止に努める。</p>
--	--	---

			<p>約額合計 663,300 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
水循環・森林・景観環境部	フォレスターアカデミー	令和6年1月23日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の車両の借上げ契約について、経費の性質が車両借上げ代金であることから予算科目を使用料及び賃借料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額 40,150 円)認められた。令和4年7月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>また、令和3年度の防護服の購入について、経費の性質が消耗品購入代金であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、備品購入費で支出していた事例が1件(契約額 622,391 円)認められた。令和4年3月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>公課費等の二重払いについて</p> <p>令和3年度の車検に係る点検費用等について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件(契約額合計 555,907 円)認められた。令和4年3月及び4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例</p>	<p>予算科目の誤りについては、年度途中にその誤りに気付き、所要の手続きを経て是正した。今後は、奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目での支出を行うよう職員に周知徹底を図るとともに、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制をこれまで以上に強化する。</p> <p>事前に誤りを是正しているが、未然に防止する必要があるため、車輛の点検及び法定検査時期を一覧にて一括管理し、事務進捗状況の確認を行い再発防止に努める。また、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>車輛の点検及び法定検査時期等を一覧にて一括管理できるよう一覧表を作成し、随時事務の進捗状況を確認</p>

	<p>が7件（保険料 120,160 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 79,096 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度及び令和4年度において、公用車9台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約につい</p>	<p>し、支払遅延を未然に防ぐ。</p> <p>必要に応じ購入抑制をするなどし、過大な保有防止に努める。</p> <p>車両の点検及び法定検査時期等を一覧にて一括管理できるよう一覧表を作成し、随時事務の進捗状況を確認し、道路運送車両法等に基づき定期点検、法定検査を実施する。</p> <p>備品購入等においては、スケジュール管理を事前に整理したうえで、その計画に基づき適正に事務執行し、かつ奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を再構築するなど、実効性のある内部</p>
--	---	--

		<p>て、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件（契約額合計 1,090,870円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	<p>統制の整備に取り組む。</p> <p>所属内において会計事務に関する事務規程等の再周知を行った上で、決裁過程におけるチェック体制の強化に取り組む。</p>
<p>景観・環境 総合センタ ー</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>和4年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額(保有残高154,652円)となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っ</p>	<p>郵便切手について、今後は使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、物品調達手続きを確認する「事務処理確認チェック表」を作成して、購入する物品に対応する必要な手続きを係間、係内で共有、確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体</p>

			<p>ていた事例が5件(契約額合計585,181円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
産業・観光・雇用振興部	高等技術専門学校	令和6年1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額40,260円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>支出負担行為作成の遅延が発生しないよう、職員に対し、指摘事項の周知徹底を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、職員間で進捗状況を確認するなど、所属におけるチェック体制を強化し、財務事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
観光局	奈良春日野国際フォーラム	令和6年1月23日	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならぬとされているが、備品管理簿に記載している重要物品4件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の4件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>重要物品全てを再確認し、過去に処分済みにもかかわらず備品管理簿に記載が残っているものについて、備品管理簿を整理し財産調書の記載を改めた。</p> <p>今後は、重要物品の現物確認日を設定し、複数人により備品管理簿との突合及び今後の処分に備えた処分手続の再確認を行う等チェック体制を確立することにより、備品管理簿の都度整理及び適正な財産調書の作成等奈良県会計規則等に基づく適正な事務の執行に努める。</p>
食と農の振興	家畜保健衛生所	令和6年1月23日	<p>公用車の自動車検査の不実施について</p> <p>公用車については、道路運送車両法により自動車の使用者に2年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自</p>	<p>道路運送車両法に基づき、公用車の2年ごと等の自動車検査の適正な執行に努めるとともに、車検時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階</p>

部			<p>動車検査を実施していないまま使用していた事例が認められた。</p> <p>自動車検査の不実施の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、同法に基づき、公用車の管理を徹底し再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 182,655円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な公用車の管理に務める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和6年1月23日	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和4年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、本来納期限とすべき日が経過した後(最長で2か月経過)に納入の通知等を行っていた事例が139件(調定額合計 1,967,264円)認められた。その態様の内訳は、①納入の通知を納期限より後に行っていた事例が129件、②調定及び納入の通知を納期限より後に行っていた事例が10件となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>雑入に係る不十分な債権管理に</p>	<p>河川占用料の調定事務の遅延の再発防止の徹底を図るため進捗管理シートを作成し、担当係間で進捗状況の情報共有や確認を行う。さらに、課内会議にて管理職への情報提供、共有、確認を実施するなど課内のチェック体制の構築及び強化に取り組んでいるところである。</p> <p>今後は奈良県河川管理規則に基づき、調定等に係る事務の適正な執行に努める。</p>

	<p>ついて</p> <p>雑入（路面清掃費用）の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続きを令和2年12月以降実施していなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計11,712,690円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件（契約額合計11,712,690円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>本件については、職員の異動時の引継ぎミスにより、納付交渉が約3年に渡り、滞っていたものである。改めて、令和6年2月22付けで債務者へ督促状を郵送し、納付交渉を開始した。今後、事務所内で納付交渉の状況を共有し、債権管理の適正化を図る。</p> <p>引き続き、債務者から納付がなされない場合には、文書だけではなく、電話・訪問等による納付交渉・納付指導を行い、厳正に対応していく。</p> <p>事前に案件をリストアップし、遅延防止管理シートを基に所内会議等で進捗管理するなど、決裁過程においても実効性のある確認を実施し所属におけるチェック体制の強化を図っているところである。今後も奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
--	--	--

		<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>チェックリストの活用や複数職員での確認の実施、また、決裁過程においても確認を徹底するなど、所属におけるチェック体制の強化を図っているところである。特に指摘のあった調定事務等については関係法令や規則等に基づいて処理をおこない、今後は不適切な事務処理がないよう努める。</p>
<p>郡山土木事務所</p>	<p>令和6年 1月12日</p>	<p>調定事務の誤りについて</p> <p>ガス管路の敷設に係る行政財産使用料について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が1件（過大額 28,747円）認められた。令和4年12月にその誤りに気が付き、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 968,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 44,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅</p>	<p>地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努める。調定の内容を確認する際のチェックリストを作成して所属内で共有し、実効性のあるチェック体制を整備して適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、予算の令達状況と事務進捗状況を俯瞰できるチェックリストを作成するなど、各決裁過程において実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">(注意事項)</p> <p>会計年度を誤った支出事務について</p> <p>令和4年度の土地売買契約について、令和5年5月2日に土地の登記を完了し、引き渡しを受け、令和5年度予算から支出すべきであるのに、令和4年度予算から支出していた事例が1件(契約額 356,898円)認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、支出事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">(指摘事項)</p>	<p>地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、支出事務の適時適正な執行に努めるとともに、地権者の契約義務履行状況を把握するためのチェックリストを作成するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備し、実効性のある内部統制に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点について情報を共有して再発防止に努める。また、今後も事務処理時のチェック段階で発覚したミスについては即時に所属内で共有したり、チェックリストに掲載したりすることで不適正な事務処理の再発を防止し、実効性のある内部統制の整備に取り組んでいく。</p>
高田土木事務所	令和6年1月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計</p>	<p>支出負担行為日と実際の契約日の乖離を防ぐため、「進捗管理シート」を活用し、支出負担行為について、複数のチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

			<p>3,669,160円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額1,705,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
中和土木事務所	令和6年1月12日		<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が4件(契約額合計53,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が25件(契約額合計161,616,964円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為</p>	<p>全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則等の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで、再発防止に努める。</p> <p>進捗管理シートを作成し各課で確認できる体制を整えることにより、所属におけるチェック体制の強化を図っているところである。引き続き同シートの活用及び事業執行におけるスケジュール管理を関係課で連携して行うことで遅延防止を図り、奈良県会計規則等に基づく、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と内部統制の強化に努める。</p>

			<p>を業務完了後に行っていた事例が7件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が17件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の19件（契約額合計120,029,700円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品購入契約に係る不適切な支払処理について</p> <p>物品購入契約については、当該行為の履行があった日の属する年度に支払いをしなければならないのに、令和3年度に納品を受けた物品について、会計年度を超えて購入代金を分割払いしている事例が1件（契約額77,760円）認められた。令和4年5月はその誤りに気づき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、地方自治法施行令に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に組み込まれたい。 (注意事項)</p>	
	宇陀土木事務所	令和6年 1月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>全職員が奈良県会計規則及び奈良県契約規則等の理解を深め適正な事務処理を行えるよう指導するとともに、複数の職員によるチェック機能強化を徹底することで内部統制の整備に努める。</p> <p>職員に対して奈良県会計規則、奈良</p>

		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計 31,757,521円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の8件（契約額合計 31,757,521円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>県契約規則等関係法令を周知し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、進捗管理シートを活用して進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
吉野土木事務所	令和6年 1月12日	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>吉野土木事務所の敷地において、電柱が設置されて使用されている部分があるのに、使用者から使用についての申出がなされないまま、使用許可及び使用料の徴収を行っていない事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、奈良県公有財産規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>需用費の過払いについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の需用費（電気代）について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 11,020円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取</p>	<p>今後の事務執行にあたっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での複数職員による確認及び係長以上のより一層の慎重な確認等、チェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後の事務執行にあたっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での複数職員による確認及び係長以上のより一層の慎重な確認等、チェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>り組まれたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件(契約額合計 35,155,372円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が11件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が8件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の18件(契約額合計 35,155,372円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>遅延の改善を図るため、土木事務所独自の進捗管理シートを作成し、各課で共有し確認できる体制を整えている。</p> <p>随意契約については、各担当係が同進捗管理シートに、工期・設計書決裁日・契約日・負担行為作成日等を入力することで、事務所の進捗状況を一元管理するとともに、各職員が現在の状況を認識できるようにした。また、毎週開催する選定審査会の際に管理職員で進捗状況を確認し、遅延のある案件について認識するとともに、担当職員に注意喚起を行える体制を整えた。</p> <p>入札契約については、庶務工事課内で支出負担行為の作成状況について情報共有し、遅延防止に努めている。</p> <p>今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めていきたい。</p>
五條土木事務所	令和6年1月12日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告するこ</p>	<p>各課で個別に保管・管理していた収入証紙収納簿を一元管理することで、事務処理の効率化・適正化を図り、再発防止に努める。</p>

		<p>ととされているが、令和5年1月分から同年3月分の砂利採取認可申請手数料の実績について、証紙収納簿には実績額を33,900円と正しく記載していたが、証紙収納実績報告書では誤って0円と報告していた。その結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が33,900円過小となっていて、令和4年度の決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が16件（支出負担行為額合計 259,657,536円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>本件は、債務負担行為による翌事業年度以降の遅延であり、契約初年度における多くの支出負担行為の執行を優先させたため発生した。</p> <p>今後は、適正に事務処理が行えるよう事前に十分なスケジュール調整をし、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為を行うこととする。</p>
幹線街路整備事務所	令和6年1月23日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、</p>	<p>道路運送車両法に則り、公用車の定期点検整備事務の適正な執行に努めるとともに、公用車の点検時期を一覧表で管理し、点検時期を衆知の場所に明示することをルール化し、定期点検整備事務の適正化を図る。</p>

			公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 23,694円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において、物品購入伺い時に支出負担行為が必要な案件の確認や契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	奈良公園事務所	令和5年 12月5日	公用車の自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険契約の未締結について 公用車については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の自動車検査の実施が義務づけられているとともに、自動車損害賠償保障法により自動車損害賠償責任保険契約の締結が義務づけられている。令和5年度において、公用車1台について自動車検査を実施せず、自動車損害賠償責任保険の契約を締結していないまま使用していた事例が認められた。 自動車検査の不実施及び自動車損害賠償責任保険の未締結の自動車は運行の用に供してはならないことから、今後は、これらの法に基づき、公用車の管理を徹底し再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)	公用車を運行する全ての職員が、日常的に公用車の車検・法定点検に対する意識を高めるため、自動車使用併用報告書における車検満了日の記載の徹底や、車検及び法定点検計画表の執務室内への掲示、公用車のダッシュボード等への車検・法定点検期限の明示を行った。さらに、管理職等が出席する定例会議（月2回開催）等において、交通安全に関する周知啓発や車検切れ運行の防止、定期点検の実施を徹底し、法令遵守意識の向上と再発防止に努める。
	県営住宅管理事務所	令和6年 1月23日	支出科目の誤りについて 令和4年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 10,000円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)	奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出を行うため、物品購入時や支出時の確認事項を掲載したチェックリストを作成し、活用することにより、再発防止に努める。

教育委員会	奈良北高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 436,150円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 69,300円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行ができるように、契約案件、契約時期を確認できるチェックリストを作成して、上記の内容の理解を深め、毎回、進捗状況を確認、チェックをするように事務処理に努める。</p>
	大和中央高等学校	令和6年 1月23日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の職員旅費（2件 1,810円）について、令和4年6月に令和4年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェ</p>	<p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき、職員旅費の支出事務の適正な執行に努めるとともに、所属内での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>ック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>費用弁償の誤支給及び過年度支出の発生について</p> <p>令和3年度及び令和4年度の費用弁償について、事務処理を誤ったため、過少な支給となっていた事例が19件(支給不足額 50,112円)認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、上記のうち令和3年度の費用弁償11件(支給不足額 25,524円)について、令和5年3月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、会計年度任用職員の給与等に関する規則に基づき、適正な支給事務の執行に努めるとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>会計年度任用職員の給与等に関する規則及び地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき、費用弁償の適正な執行に努めるとともに、複数の担当者による検算や書類確認を行うなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
磯城野高等学校	令和6年1月23日	<p>需用費の過払いについて</p> <p>令和4年度の需用費について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額 10,657円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 58,688円)認め</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において複数の職員によるチェック体制を整備することで、実効性のある内部統制の整備に取り組む。また、当該事務の誤りを所内全職員に周知し注意喚起を行うことで再発防止に努めている。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>られた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
桜井高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計129,800円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額81,840円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
大宇陀高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

			<p>契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 830,830円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	
<p>榛生昇陽高等学校</p>	<p>令和6年 1月23日</p>		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 733,700円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>重要物品の報告の遅延について</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行われない。</p> <p>(注意事項)</p>	
王寺工業高等学校	令和6年 1月23日	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。</p> <p>また、上記の1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、所在が不明であるのに記載し会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は、都度、所属内での担当者への報告を徹底した。また、備品管理担当者を定め、チェックする体制を明確化した。</p>
大和広陵高等学校	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 48,950円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みを促す。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>高田高等学校</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、備品管理簿に記載している重要物品1件について、所在が不明である事例が認められた。また、重要物品1件について、備品管理簿への記載漏れが認められた。</p> <p>また、上記の2件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、1件は所在が不明であるのに記載し、もう1件は現物が設置されているのに記載せず、会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、財産調書及び備品管理簿の作成事務等の適正な執行を努めるとともに、備品等の設置、廃棄の時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>奈良南高等学校</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 474,925 円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することと</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗</p>

			<p>されているが、令和3年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 221,991円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>十津川高等学校</p>	<p>令和6年 1月23日</p>		<p>支出事務に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和3年度の役務費（電話料金）について、事前に入金していた資金前渡口座の資金から支払うべきであるのに、職員が私費で支払っていた事例が1件（支出額 5,997円）認められた。また、上記の1件では支払期限日を超えたため支払遅延に対する延滞利息（延滞利息額 52円）が生じていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、事務処理におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,406,790円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,364,000円）では、支出</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき支出事務の適正な執行に努めるとともに、支出スケジュール管理表を活用し、決裁過程において複数の職員によるチェック体制を整備することで、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務の適正な執行に務めるとともにチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、再発防止に努める。</p>

		<p>負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
ろう学校	令和6年 1月23日	<p>報酬の誤払いについて</p> <p>令和4年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が2件(過払い額 31,252円、過少額 31,252円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、支出事務の適正な執行に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、定期点検整備の実施を徹底して公用車の維持管理、安全な運行管理に取り組む。</p>
奈良養護学校(整肢園分校を含む)	令和6年 1月23日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p>	<p>道路運送車両法を遵守し、平成30年10月の総務部長通知等に基づき適正に定期点検整備を行う。今後は所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を所属内で共有し、計画的な点検整備に努める。</p>

			定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
	大淀養護学校	令和6年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 24,750円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
警察本部	奈良警察署	令和6年 1月23日	資金前渡に係る不適切な現金管理について 令和5年1月に資金前渡された捜査費について、幹部職員が翌月初めに精算すべきところ、私的に持ち出していた事案が1件(金額 235,000円)認められた。なお、私的に持ち出した現金は本人より全額返還され、所要の手続きを行っていた。 今後は、捜査費に係る現金の保管管理を徹底し、不適正事案の再発防止に努めるべきである。 (指摘事項)	当該事案の発生を受け、令和5年3月に警察本部長名による同種事案の再発防止通達が発出され、捜査費を執行する捜査員の身上把握と業務管理の徹底、捜査諸雑費の交付金額の精査と公金の保管管理の徹底が指示された。また、4月10日には本部会計課長による巡回指導が実施され、署長・副署長が再発防止の徹底について指示を受けた。これに対し、奈良警察署では4月11日の幹部会において、捜査費の保管管理の徹底と捜査費を執行する捜査員の身上把握について指示を行った。 なお、8月23日には、本部会計課長による随時監査(無通知による捜査費現金の保管管理状況の現地監査)が実施されたことから、8月24日の幹部会において、署長から各課長等に対して、改めて私的流用事案の再発防止の徹底を指示し、捜査費に関する不適正事案の発生防止に努めている。

<p>桜井警察署</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計3件、県側損害額合計329,912円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、幹部会や月例研修時においても、署員に対して安全運転意識の向上と同乗者による後退時等における誘導の励行を指示した。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。</p>
<p>樫原警察署</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>証拠品車両損傷事件に係る損害賠償の発生について</p> <p>令和4年9月に樫原警察署で保管していた証拠品車両を職員が移動させる際、盗難等防止装置を施したまま前進したことにより、車両を損傷させたため、令和4年12月議会の議決を経て81,615円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>今後は、車両移動させる際の安全確認を徹底し、再発防止に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和4年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（支出額 10,890円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和3年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 336,901円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取</p>	<p>署員研修時に証拠品物件取扱に係る基本遵守の徹底に関する指示を行った。</p> <p>また、車両を出し入れする際は、各課長に報告のうえ、幹部職員を立会させ、必ず複数人で対応することとし、証拠品車両等を移動させる場合は、車両の周囲の確認を徹底させることとした。</p> <p>なお、署独自の再発防止対策として、車両のフロントガラス等外から確認できる位置に「車輪止め実施中」の掲示を行い、施錠中に誤って車両移動することがないようにしている。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、担当者だけでなく会計課員全員でチェックする体制を構築するため、若手職員へのチェック項目の教養を行い、個々の実務能力向上を図り、決裁過程におけるチェック体制を強化し、真に実効性のある内部統制の整備に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努め、支出手続時に二重払いが発生していないか確認を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、真に実効性のある内部統制の整備に努めていく。</p>

		<p>り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度のガス空調設備給水冷温機修繕について、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額 26,180円)認められた。令和4年8月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>また、令和3年度の空調機ラジエーター粉塵除去作業について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 9,900円)認められた。令和3年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則等に基づき、支出負担行為時に事業内容を精査したうえで適正な予算科目で支出するよう、決裁過程におけるチェック体制を強化し、真に実効性のある内部統制の整備に務めていく。</p> <p>科目を誤認しやすい事業については、事業伺いの段階で、複数人による支出科目の検討を行うこととした。</p>
高田警察署	令和6年 1月23日	<p>公用車使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(合計4件、県側損害額合計24,106円、うち県側過失割合100%のもの4件)が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。(注意事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、幹部会や定例研修、地域課の手配時に、署員に対して安全運転意識と同乗者による後退時等における誘導の徹底を指示した。</p> <p>さらに、交通事故を発生させた署員、その際に側乗していた署員を集めて、交通事故再発防止検討会を開催し、個々の交通事故の原因、問題点、防止策を発表させ、事故防止対策の検討を行った。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。</p>
吉野警察署	令和6年 1月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の手続きを適正に行うとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を適格に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体</p>

		<p>請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 223,718 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
--	--	--	---------------------------

ウ 財政的援助団体等

所属名 (所管課名)	実施日	監査結果	措置の内容
<p>公立大学法人 奈良県立大学 (教育振興課)</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>財務諸表等への計上誤りについて 令和4年度決算において、固定資産台帳に取得日を誤って記載したため、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)への計上誤りが認められた。 今後は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解等に基づき、財務諸表の適正な作成に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 17,500円)認められた。 今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解等に基づき、財務諸表の適正な作成に努めるとともに、作成した固定資産台帳を複数人で確認するなど、チェック体制を整備し適正な事務処理に努める。</p> <p>公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、通勤手当認定事務の適正な執行に努めるとともに、申請以外の通勤経路の有無を確認し、適正な事務処理に務める。</p>
<p>地方独立行政法人 奈良県立病院機構 (病院マネジメント課)</p>	<p>令和6年 1月23日</p>	<p>経営改善の取組について 法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和4年度の決算では、年度計画における計画額であった純損失10億6,000万円と比較し、26億455万円上回る当期純利益15億4,455万円を計上した。 令和4年度決算では、医業収益等が増加したものの、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少による補助金等収益が減少したことなどにより営業収益が減少したこと、給与費、材料費等の医業費用の増加に伴い営業費用が増加したことにより、営業利益は前年度と比べ30億3,143万円減少し、5億6,830万円となった。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、10億1,295万円の経常損失を計上した。経常損益に臨時損益を合わせ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症入院病床確保のため一般病床が逼迫し入院や手術の制限が生じたため、令和2年度より中期計画に対する医業収支比率の大幅な悪化が見られたが、令和2年度及び3年度ではコロナ関連補助金等により経常損益はプラスとなっていた。しかし、4年度では補助金等収益が対前年15億円余の減少、医業費用の増加等により、経常損益がマイナスに転じた。 令和5年度においては、医業収益については、病床稼働率の向上、入院・外来患者数の増加が見られ、また特に救急患者の受入件数においては、総合医療センター、西和医療センターとも前年度より大幅に増加することが見込まれる一方、抗がん剤など高額薬剤を使用する化学療法の実施に伴う薬品費の増加、診療材料費、光熱水費の高騰等による材料費等経費の増加、働き方改革等に伴う医師・看護師数の増加や給与費の増加、又新型コロナの感染症上の位置づけが令和5年5月に5</p>

		<p>た当期純利益 15 億 4,455 万円を計上したことにより、令和 4 年度末の累積欠損金は 95 億 1,513 万円となり、令和 3 年度末と比べ縮減したものの多額である。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等が減額され、ますます厳しい経営状況となることが予想されるため、引き続き第 2 期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>類となった後も感染対策に要する費用は引き続き発生しているため、医業費用については前年度を上回る状況である。更に、コロナ関連の補助が終了するため、補助金等収益は 4 年度から大幅に減額となる見込みであり、経常収支比率、医業収支比率とも非常に厳しい状況になると見込まれる。</p> <p>働き方改革や診療報酬改定の状況から医療経営をとりまく状況は官民とも非常に厳しくなる中、救急医療等の不採算医療分野について、公立病院へのニーズは一層高まり、機構の果たすべき役割は今後一層大きくなっていくものと期待される。</p> <p>このような状況に対応するため、第 3 期中期計画(令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月)のスタートを待たずに、5 年度中から新たに収支改善策を進めているところである。</p> <p>主な改善策としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病床稼働率の向上に資する各種取組 ② 土曜日の手術、化学療法の実施(総合医療センター) ③ 開業医からの紹介による専門医診療の拡大や精密検査のオーダー受け入れによる収益増 ④ 有料個室算定率の向上 ⑤ 共同購入や契約方法の変更などによるコスト削減 <p>収支改善策を真摯に取り組み、また定期的にその結果を検証することにより、着実に経営改善を実行してまいりたい。</p>
--	--	---	--